

VIII-5 ねんきん 年金

20歳以上60歳未満の人は、外国人であっても年金に加入し、保険料を支払わなければなりません。外国人が加入する年金には、厚生年金保険と国民年金があります。

1. 厚生年金保険

5人以上の社員がいる会社に働いている20歳以上の人は、厚生年金保険に入らなければなりません。パートタイマーである場合も、その会社で働く通常の社員の勤務時間および勤務日数の4分の3以上である場合は、加入しなければいけません。(4分の3未満であっても、短期労働者の資格取得要件(*)を満たす場合は加入します。)保険料は勤務先と労働者で50%ずつ負担しますが、その額は労働者の給料やボーナスの額により変わります。また、保険料の支払いは勤務先を通じて行います。

- (*) 1 1週間に20時間以上働く
2 一年以上雇用される見込みがある
3 月8.8万円以上の賃金がある
4 学生でないこと
5 常時501人以上を雇用する会社で働く

2. 国民年金保険

厚生年金保険に入っていない人は、国民年金に加入します。額は、所得に関係なく一律に月16,410円(2019年度)です。収入が少ないなど、保険料を払うのが難しいときは、申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。詳しくは年金担当窓口までご確認ください。

3. 脱退一時金

国民年金と厚生年金保険には、「脱退一時金」という制度があります。これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6カ月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に手続きに従って請求すれば、お金が支払われるという制度です。ただし、受給資格期間が10年以上ある方は脱退一時金を受け取ることはできません。詳しくは、市町村の役所の年金担当窓口又は年金事務所や街角の年金相談センターで確認してください。(付録Ⅸ-1)